



栃木県公報

令和7(2025)年
9月12日(金)
号外
第42号

目次

規則

- 栃木県森林審議会規則の一部改正..... 1

規則

栃木県規則第46号

栃木県森林審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月12日

栃木県知事 福田富一

栃木県森林審議会規則の一部を改正する規則

栃木県森林審議会規則(昭和54年栃木県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(議事録) 第4条 略 (1)～(5) 略 <u>(6)</u> 略	(議事録) 第4条 略 (1)～(5) 略 <u>(6) 議事録署名人の指定に関する事項</u> <u>(7) 略</u> <u>2 議事録には、会長(部会にあっては、部会長。以下この項において同じ。)及び出席委員のうち、会長が指名する2人の委員が署名しなければならない。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(森林整備課)